

受付番号： 2018-3-14

課題名：終末期における事前医療ケア計画の構築に向けた取り組みが Quality of Life や Self-esteem に与える影響に関する定量評価研究

1. 研究の対象

2018年9月～2019年3月において、網地島（宮城県石巻市）、登米市（宮城県）、紫波町（岩手県）、花巻市（岩手県）などで開催予定の、ACPをテーマとしたカードゲーム・イベントやセミナーに参加する20歳以上の住民の方。

2. 研究期間

2018年11月 ～ 2023年10月

3. 研究目的

個人は、各々が望む終末期ケアを受ける権利を有している¹。これを実現するためには、個人が事前に、人生の最終段階において、どのような医療やケアを選択し、あるいは望まないかを計画する必要がある。このプロセスを事前医療ケア計画（Advance Care Planning; ACP）と言う。このACPの推進にあたって、このACPの普及を目指した一般者向けセミナーが、全国各地で展開されるようになってきている。これらの取り組みは、欧米の先行文献では、ACPの普及だけでなく、患者や家族の生活の質（Quality-of-Life）や自尊心（Self-esteem）を高めることが報告されている²。しかしながら、地域特性や文化・宗教観が異なる日本における文献は稀であった。そこで、本研究の目的は、宮城県や岩手県において開催される、ACPをテーマとしたカードゲーム・イベントセミナーや人生の振り返り作業（ライフ・レビュー）、人生で大切なことを想起するコラージュ療法などの取り組みが、実際に本人やその家族のSelf-esteemを高めることができるかどうかを定量評価することとした。これにより、どのような取り組みが、ACPの普及を向上させ、また、Self-esteemの向上につながるかどうかを明らかにすることができ、Good-practiceとして全国に対して提言を行うことができる。

1. World Medical Association. Declaration of Lisbon on the Rights of the Patient. 2015;(October 1981):1-6.

2. Shigeo Sakurai. Investigation of the Japanese version of Rosenberg's Self-esteem Scale. Bulletin of Tsukuba Developmental and Clinical Psychology. Vol12. 2000.

4. 研究方法

網地島（宮城県石巻市）、登米市（宮城県）、紫波町（岩手県）、花巻市（岩手県）などで開催予定の、ACP をテーマとしたカードゲーム・イベントやセミナーに参加する 20 歳以上の住民（各 30 人*4 回）。ライフ・レビューに参加する、網地島（宮城県石巻市）と登米市の住民（合計 10 人）。また、コラージュ療法を取り入れた作業療法への網小医院デイサービス利用者（20 人）。本調査では、これらの対象者から回収したアンケート回答データを二次利用する。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

網地島（宮城県石巻市）、登米市（宮城県）、紫波町（岩手県）、花巻市（岩手県）などで実施したアンケート回答データ等。

6. 外部への試料・情報の提供

2 次データ利用のため該当しない。

7. 研究組織

- ・ 本学単独研究
- ・ 既存試料・情報の提供のみを行う機関
医療法人陽気会網小医院（宮城県石巻市網地島）、医療法人社団やまと やまと在宅診療所登米（宮城県登米市）、一般社団法人みんなの健康らぼ（岩手県紫波町）

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

杉山 賢明

東北大学大学院歯学研究科歯学イノベーションリエゾンセンター

〒980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町4番1号

TEL 022-717-7638 FAX 022-717-7644

研究責任者：

杉山 賢明

東北大学大学院歯学研究科歯学イノベーションリエゾンセンター

〒980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町4番1号

TEL 022-717-7638 FAX 022-717-7644

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

③法令に違反することとなる場合